

診療情報提供書送付方法

サービス担当者会議に主治医の出席が得られず、面接する等もできない場合

(1) 診療情報提供料を算定する場合

- ① 主治医への診療情報提供書の送付は、ケアマネが持参あるいは郵送で行う。なお、郵送の場合は、必ず「かがみ」を添付すること。
- ② 診療情報提供書が書けると、主治医からの連絡により、原則、ケアマネが取りに伺うこと（原本をいただくこと）。やむを得ず取りに行けない場合は、医療機関の責任において、郵送を依頼する。（緊急時はFAX可も、後日必ず原本をいただくこと。）

(2) 診療情報提供料を算定しない場合

- ① 居宅療養管理指導を算定しており、診療情報提供料を算定しない場合は、FAXのみの対応も可能。
- ② 居宅療養管理指導を算定しなくて、診療情報提供料も算定しない場合は、FAXのみの対応も可能。

参考：サービス担当者会議開催のための手順

